

令和元年

第10回 農業委員会総会（月例会）議案

令和元年9月9日

前橋市農業委員会

## 令和元年 第10回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年9月9日 午後2時29分
- ・閉会日時 令和元年9月9日 午後4時13分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

### ・出席委員（24名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

### ・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
副主幹 内田 貴美	主任 井上 一則	主任 坂本 憲昭	主任 冨澤 和則
主事 寺田 恵美	主事 師田 美菜子	臨時職員 宮田 厚子	

### ・付議事件

- (1) 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第57号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (3) 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第60号 別段面積（下限面積）の設定について
- (6) 議案第61号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- (7) 議案第62号 令和2年度市農業施策等に関する意見について

### ・協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (2) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
（農業振興地域分）

### ・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (6) 消費税率変更に伴う農作業委託料金等標準の変更設定について

木村局長

それでは、全員お揃いになりましたので、これより令和元年第10回農業委員会総会を開催いたします。なお、在任委員24名、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長  
木村局長

◇(挨拶)

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議長

それでは、令和元年第10回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。22番 江原弘委員、23番 関口喜弘委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第56号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から15番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

寺田主事

◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)

整理番号5番、6番、解除条件付の一般法人契約。整理番号15番、農地所有適格法人の契約。

なお、1番から15番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長  
18番委員  
寺田主事

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

整理番号3番、契約内容贈与で姓が違いますが。

元々平成23年5月、3条の賃貸借で許可をされていましたが、他人で、今回贈与で譲り受けます。税金についても確認しており、贈与税については承知しているとの事です。

議長  
5番委員  
寺田主事

その他、ご意見等ございませんか。

整理番号3番、認定農業者になっていきますか。農業者年金加入について。

認定農業者になっております。農業者年金加入については判りません。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から15番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第56号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から15番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第57号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から4番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹  
議長

◇(議案書・順次、地目、面積、変更内容、申請理由、を朗読、説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第57号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から4番までを承認とすることに決定いたします。

次に、議案第58号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から

- 7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
- 富澤主任 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）  
以上、整理番号1番から7番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 議長  
3番委員  
(2班班長) なお、整理番号1番は現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。  
現地案内図4条の1番をご覧ください。申請地は市立原小学校から南西約940mに位置し、北側は県道四ツ塚線、東側は一級河川細ヶ沢川、西側と南側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には申請人と行政書士の方が来られました。申請地の北側で造園業を営み、花木販売等で年間売上は1億円だそうです。ここの苗木を申請地で植生したいとの事です。現在申請地一部には、不法投棄された家電製品やタイヤが積み上げられていましたが、申請人が現在も処分している途中だそうです。平成29年に除外申請された時も、指導により、最初にあったコンテナを撤去し、他の投棄物も片付けて徐々に減ったという事で、容認されました。土地の造成、埋め立てはせず、雨水処理は自然浸透、外灯は付けず、現在不法投棄防止に入口にフェンスが作られていますが、それ以外には立てる予定はないそうです。なお、不法投棄物の撤去については、9月6日に誓約書が提出されました。被害防除対策がとられている事から調査班としては、許可相当といたしました。
- 議長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
- 議長  
2班班長 写真の投棄物は他人が投棄した物ですか。  
他人の投棄物です。監視カメラを付けてからは、不法投棄はないそうです。写真のコンテナは、現在は撤去してあります。
- 議長  
2班班長 投棄物は自分の土地に捨てられた場合、自分で片付けるのですか。  
はいそうです。
- 議長  
9番委員 その他、ございませんか。  
整理番号1番の誓約書に、年月日は記載されているのですか。
- 議長  
富澤主任 事務局お願いします。  
一年半で片付ける旨が記載されています。誓約書令和元年9月6日から一年半になります。
- 議長  
富澤主任 年月日を記載した方がよいのでは。  
はい。
- 議長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 ◇（挙手）  
全員賛成でありますので、議案第58号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から7番までを許可とすることに決定いたします。  
次に、議案第59号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から47番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
- 深澤副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）  
整理番号3番、開発手続き未了のため保留。  
以上、整理番号1番、2番、4番から47番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 議長 なお、整理番号14番、15番、42番、43番については、現地・面接調査を実施し

3番委員  
(2班班長)

ていますので、調査班長の報告をお願いします。

現地案内図5条の14番、15番(同一案件)をご覧ください。申請地は市立原小学校から東約1.1kmに位置し、北側は宅地と畑、東側は畑、南側と西側は宅地に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には譲受人と代理人の方が来られました。会社の事業内容は車の販売買取りで現在使用している場所が手狭なため、既存施設より広い駐車場と車置き場、洗車場、磨きなどをする場所を確保したいと申請に至りました。従業員数は4名、年間売上高3億円。東側の駐車場部分は道から斜めに削りスロープを作り、出入りするようにするとの事です。西側には販売者のガレージ、洗車場や磨きをかける工程をする場所を作るとの事です。雨水処理は集めて南水路に流す集水枡を3ヶ所作るそうです。外灯照明は田畑のない、西側ガレージの方につけるので問題もなく、調査班としては必要性もあり、被害防除対策もとられているので許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の42番をご覧ください。面接には譲受人である代表取締役と代理人が来られました。法人の主な事業は土木業ですが、現在はダンプなどの車や、工事に出た土を3ヶ所の場所を借りて置いているそうですが、この度ちょうどよい広さの土地を貸してもらえることになったので、申請となりました。従業員数は10名、年間売上高は1億円という事です。一時転用する3年の間に移転先を見つけないとの事でした。土地造成は土木業である自分達で草刈をし、土地を均し、必要な箇所には鉄板を敷くということでした。埋め立ては一部、1,000㎡以下です。雨水処理は自然浸透、外灯は設置しません。フェンスは2mの高さのものを設置するそうです。土地の真中に水路敷きがありますが、そこには鉄板を敷き、暗渠を作り、その上には何も置かないという事です。調査班としては、必要性が確認でき、被害防除対策もとられている事、転用期間終了後は、農地に復元することを確約してくれましたので、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の43番をご覧ください。申請地は前橋総合運動公園から東約300mに位置し、四方を畑に囲まれた農振農用地域内にある農地です。面接には、譲受人である専務と行政書士が見えました。会社の事業内容は造園土木、電気工事です。従業員は5名。既存の太陽光発電は自宅脇に2ヶ所あります。この施設の発電量は年間15万KW、売電単価は34円と29円、年間売上は600万円です。申請施設の概要は250Wのパネル208枚、年間5万KWから6万KWの発電量を見込んでいます。売電単価は29円、売上高は約160万円を見込んでいます。設置後のメンテナンスは隣の親族の会社に委託します。営農型ですので下部にはタマネギを栽培する予定です。農業従事は会社の取締役である父親と説明にこられた専務親子で当たり、JAに出荷する予定です。申請人はこれまでもタマネギ栽培をしているので、必要な栽培技術と農業機械はすでに持っています。調査班としては、これまでの栽培経験を活かし、営農型太陽光の設置基準である下部の農地における反収が、同じ年の地域の8割を確保できると考えて許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

8番委員

整理番号43番、過去の3年間タマネギ栽培をしていたとの事ですが、売上高が記載されていませんが売っていたのですか。

2班班長

JAに出荷していたとの事です。

8番委員

売上があったということですね。

2班班長

はいそうです。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番を保留とし、1番、2番、4番から47番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第59号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号3番を保留とし、1番、2番、4番から47番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第60号・別段面積の設定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

寺田主事

◇ (資料説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

議 長

◇ (意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第60号・別段面積の設定について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第60号・別段面積の設定について、承認とすることに決定いたします。

次に、議案第61号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

師田主事

◇ (議案書、順次、土地の現状、利用目的、面積を朗読、説明)

経営農地が付近にある認定農業者が移転を受けるため効率的な農用地利用が期待できます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議 長

暫時休憩とします

(※休憩)

議 長

再開いたします。

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第61号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

次に、議案第62号・令和2年度市農業施策等に関する意見について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任

◇ (資料説明)

1番、認定農業者への支援について。2番、有害鳥獣による被害対策の支援について。3番、豚コレラ対策について。4番、集中豪雨対策について。5番、遊休農地に対する支援について。6番、農地の畦について。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

5番委員 2番に、野ネズミの被害の件で、イノシシやハクビシンなどの中型獣とありますが、小中型としたらどうでしょうか。

井上主任 ネズミは有害鳥獣に指定されていないため小型とは入れられません。捕ってもらってかまわないそうです。

2番委員 意見事項の優先順位は、急を有する意見については。

井上主任 優先順位がありましたらこの場で決めていただければと思います。

2番委員 意見としては、1番、豚コレラ対策について、2番、集中豪雨対策について、3番、有害鳥獣対策の支援を、でどうでしょうか。

議長 順位はどうしますか。

井上主任 1番、豚コレラ対策について、2番、集中豪雨対策について、3番、認定農業者への支援について、4番、有害鳥獣による被害対策の支援について、5番、遊休農地に対する支援について、6番、農地の畦についての順番でよろしいでしょうか。

◇賛成の声あり。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

井上主任 意見要望の日程、出席者、意見要望の担当者の提案。

議長 決定でよろしいでしょうか。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和2年度市農業施設等に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第62号・令和2年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定といたします。

次に、協議事項(1)相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主幹 相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、伊勢崎税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

今回の調査対象者1名の特例農地の状況について、事務局職員が3筆を8月9日に、農地として適正に利用されていることを確認致しましたのでご報告いたします。つきましては、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、協議事項(1)相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に、協議事項(2)遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

坂本主任 ◇(資料説明)

31年3月28日実施分、4ヶ所の農地については、農業振興地域内の青地の農地だったため、青地として残す必要があるか農政課で審査し、農政課の除外の審査結果が出次第

再度協議のため5月総会で保留になった案件。

現調査の結果、整理番号1番、非農地と判断。整理番号2番、非農地と判断。整理番号3番、非農地と判断。整理番号4番、非農地と判断。

農政課より、4筆については、いずれも農振法第10条第3項非該当農地として農振農用地区域から除外することでやむを得ないと考えたとの回答があり、農政課においては青地として残地する必要がないと判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（2）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、協議事項（2）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地とすることに決定いたします。

18番委員 青地のままということですか。

坂本主任 4月の青地の除外と一緒に判断し、来年の1月か2月には除外になります。

8番委員 除外になりますと何になりますか。地目は。

坂本主任 白地になり、地目はご本人が法務局に行って変えます。現況は資産税課で山林に変更します。

議 長 次に、30ページから38ページの報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況	2件
○法第5条の届出書の受理状況	31件
○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	11件
○現況証明交付状況	3件

です。

報告事項（5）は、8月総会において許可とした法第4条の農地転用1件、法第5条の農地転用1件、合計2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（6）消費税率変更に伴う農作業委託料金等標準の変更設定について、事務局の説明を求めます。

内田副主幹 ◇（資料説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後4時13分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月9日

議 長

署名人

署名人

